有価証券報告書の総会前開示の動向

2026 年３月期の開示状況、コーポレートガバナンス・コードの改訂、一体開示の進展

RSM 清和監査法人　公認会計士　中川 亮

はじめに

近年、日本の企業情報開示を巡る大きなテーマの一つが、有価証券報告書（以下「有報」）の定時株主総会前の開示です。2025 年３月の金融担当大臣による要請を契機として実務は大きく前進し、2026 年３月期には約９割の上場会社が総会前開示を実施するまでに至りました。一方で、望ましいとされている「総会の３週間以上前の開示」の実現にはなお課題があり、一体開示や開示一本化を含む制度改革の議論も進展しています。本稿では、これら有報の総会前開示に関する動向を整理します。

背景

株主や投資者に対する経営者の説明責任の徹底の観点から、2009 年 12 月の内閣府令改正により、有報の定時株主総会前の提出を可能とする制度整備が行われたものの、実務の定着には時間を要していました。一方で、有報は近年、ガバナンス情報（役員報酬、政策保有株式、取締役会の活動状況等）や、サステナビリティ情報（人的資本・多様性、気候変動）など、投資判断に必要な情報の拡充が図られてきました。記載事項の拡充により、株主や投資者の意思決定のための有報の重要性は増しており、記載内容の分析時間の確保や建設的な対話のさらなる充実のため、総会前開示の必要性は、ますます高まっています。また、総会後の有報提出を認めるわが国の運用は国際的には例外であり、企業開示の質と適時性を高める観点から、総会前開示を求める海外機関投資家の声も強まっています。

このような流れを受け、2025 年３月 28 日に、金融担当大臣が全上場会社に対して要請文を発出し、有報は株主総会の３週間以上前に提出することが最も望ましいとの考え方を示しました。その上で、企業の実務負担も考慮し、まずは 2025 年３月期以降の有報について、株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請しました。この大臣要請を受け、2025 年３月期決算の上場会社のうち、有報の総会前開示を行った会社は 57.7%となり、2024 年３月期の 1.8%に比べて著しく増加しました。

2026 年３月期の総会前開示の状況

2026 年３月期は、有報の総会前開示が一段と普及した一年となりました。金融庁公表資料（2026 年６月末時点集計）によると、2026 年３月期決算の上場会社 2,184 社のうち 1,928 社（88.3%）が総会前開示を実施しました。前期の 57.7%から 30 ポイント超増加しています。市場別では、プライム市場 94.3%、スタンダード市場 83.8%、グロース市場 76.1%となっており、特にプライム市場では総会前開示がほぼ定着した状況にあります。

一方で、課題も明らかになっています。総会前開示を実施した 1,928 社のうち、総会１日前に開示した会社が 958 社（49.7%）、総会２日前が 309 社（16.0%）、総会３日前が 206 社（10.7%）となっており、株主が有報を十分に分析した上で議決権を行使する時間は依然として限定的です。また、金融庁が「最も望ましい」としている総会３週間以上前の開示を実施した会社はわずか７社でした。このうち、株式会社アドバンテスト及び株式会社ソラコムは、議決権基準日を後倒しする定款変更などにより総会日程を見直し、有報の開示から株主総会開催まで３週間の期間を確保した点で注目されています。

Copyright (C) 2026 RSM Seiwa All rights reserved.

2026 年７月のコーポレートガバナンス･コード改訂

2026 年７月 21 日、金融庁と東京証券取引所は、改訂コーポレートガバナンス･コード（以下「本改訂コード」）を確定･公表しました。2015 年の適用開始後、2018 年、2021 年に続く３度目の改訂であり、前回改訂から５年ぶりとなります。本改訂コードでは、株主が有報の内容を十分に確認した上で議決権を行使できる環境整備の観点から、開示時期のあり方が改めて示されました。

具体的には、本改訂コードの「原則１－２」で、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として、有報を総会前に提出することが明記されました。

> 【原則１－２．株主総会における権利行使】
>
> 上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを踏まえ、株主の視点に立って、有価証券報告書を株主総会開催日前に提出するなど株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を必要に応じ適確に提供する、株主総会開催日や議決権行使に係る基準日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定する、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とするなど、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

また、同原則の「解釈指針」では、有報は株主総会開催日の３週間以上前に提出されることが最も望ましく、選択肢として株主総会開催日や議決権行使に係る基準日を従前の慣行に基づく時期から後倒しすることも含めて検討することが考えられる旨も補足されています。

さらに、「2026 年改訂を踏まえた当面の留意事項」には、有価証券報告書と事業報告等の一本化･会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の一元化や、有価証券報告書の記載事項の整理といった制度的な検討を並行して進める方針が示されました。現行法制下で一般化している実務運用からすると株主総会開催日の３週間以上前の開示は必ずしも容易ではないとの認識の下、企業負担も考慮し、金融庁と法務省が連携しつつ、法制審議会において議論が進められています。

なお、本改訂の全体像は、IPO Newsletter「コーポレートガバナンス･コード改訂と IPO 準備」をご参照ください。

一体開示の進展

総会前開示をさらに進める鍵として注目されているのが、「一体開示」です。上場会社は、会社法に基づく事業報告及び計算書類（以下「事業報告等」）と金融商品取引法に基づく有価証券報告書の２種の書類を開示する必要がありますが、これらは法の開示目的が異なるため、両制度間の規定ぶりの違いや様式の相違等により、記載内容の重複や類似記載項目の用語等の違いが生じています。

「一体的開示」とは、これらを一体の書類として、又は別個の書類として、段階的もしくは同時に開示する考え方です。このうち、事業報告等と有報を一体の書類として同時に開示する方法は「一体開示」と呼ばれています。経済産業省が 2026 年５月に改訂した「事業報告等と有価証券報告書の一体開示･一体的開示 FAQ」では、現行法制下でも、事業報告等と有報の両方の要件を満たす一つの書類を作成することは可能であることが改めて整理されています。

一体開示のために作成された一体書類は、株主総会提出の事業報告等としても有報としても使用可能となります。一体書類は事業報告等でもあるため、遅くとも定時株主総会の３週間前までに電子提供措置を講じる必要があります。電子提供については、会社法上、EDINET 特例（事業報告等と一体となった有報を、EDINET を利用して開示した場合には、それに重ねて事業報告等を別の書類として作成し、電子提供する必要はないとするもの）が設けられており、この特例を活用することにより、一体開示が可能となってい

Copyright (C) 2026 RSM Seiwa All rights reserved.

ます。現行法制下で一体書類を作成する場合、有報の記載を基礎に、事業報告等に特有の項目を追加する方法で作成することになると考えられます。

実務面では先行事例も登場しています。上述の株式会社アドバンテストは、2026 年 6 月 26 日に「有価証券報告書兼事業報告書」を開示した上で、7 月 9 日に招集通知を発送、7 月 31 日に定時株主総会を開催しています。また、株式会社ソラコムも、2026 年 6 月 30 日に「有価証券報告書兼事業報告書」を開示した上で、7 月 8 日に招集通知を発送、7 月 29 日に定時株主総会を開催しています。現時点で先行事例は限定的であるものの、一体開示は総会前開示を本格的に実現するための有力な選択肢となりつつあると考えられます。

開示一本化（制度改正）に向けた状況

「一体開示」よりも進んだ「開示書類の一本化」という議論もあります。これは、会社法の改正が必要となるものです。

法務省の法制審議会（株式・株主総会等関係）部会第 12 回会議（2026 年 3 月 18 日開催）では、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」で、上場会社が、株主総会の 3 週間前までに有価証券報告書（事業報告等の開示事項の全てを記載することを想定）を提出した場合には、事業報告等を作成不要とすることが検討されています。

この場合、実際に開示される書類は現行法制における EDINET 特例に基づくものとほぼ同じになると考えられますが、有報と事業報告等の 2 種の書類を作成・開示する必要が法令上なくなる点で異なります。

金融庁の「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」では、現行法制では、有報と事業報告等は別個の法律に基づき、異なる趣旨の下でそれぞれの開示が求められていることから、一本化を実現するためには、それぞれの開示の趣旨（現行法制で保護されている法的利益）等を整理した上で、記載事項を整理することが必要とされています。また、少なくとも現に株主である者が議決権を行使するための判断材料とするという意味においては、両者は共通しているものと考えられ、開示の趣旨及び記載事項の整理次第によっては、一本化は必ずしも不可能ではなく、立法事実や会社法上の諸論点も踏まえつつ、今後議論が深まることが望ましいとされています。

おわりに

2026 年 3 月期は、有報の総会前開示が「例外」から「標準」へ転換した歴史的な年度でした。しかし実態を見ると、その多くは総会の直前開示にとどまり、株主が有報の内容を十分に確認した上で議決権を行使できているとは言い難い状況と考えられます。今後の焦点は、総会前開示の「実施率」から、株主が適切な判断を行えるだけの「日数」の確保へと移り、そしてその実現手段として、各企業においては、開示プロセスの再構築や監査法人との調整などが必要であり、制度面では一体開示や開示一本化へ向けた制度改革の議論が進んでいくものと考えられます。

総会前開示は単なるスケジュールの問題ではなく、株主との建設的な対話を実現するための取組みです。今後、制度改革と実務の両面から取組みが進展し、企業と株主との対話の質の向上、ひいては企業価値向上につながっていくことが期待されます。

お問い合わせ

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。

Copyright (C) 2026 RSM Seiwa All rights reserved.